

議案第 13 号

北名古屋市手数料条例の一部改正について

北名古屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出

北名古屋市長 太田 考則

提案理由

この案を提出するのは、多機能端末機により証明書等の交付を受ける場合の手数料の取扱いについて整理し、及び当該手数料を時限的に減額するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

北名古屋市手数料条例（平成18年北名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付を受ける場合には、適用しない。

附則に次の1項を加える。

（令和8年度における多機能端末機による証明書等の交付手数料の特例）

4 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における多機能端末機により交付を受ける場合の手数料の金額は、別表の2及び9の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

事務	単位	金額
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） 第12条第1項又は同法第12条の3第1項 若しくは第2項の規定に基づく住民票に記録 されている事項を記載した書類の交付	1通	円 20
北名古屋市印鑑条例（平成18年北名古屋市 条例第12号）第10条の規定に基づく印鑑 登録証明書の交付	1通	20

別表の2住民基本台帳法関係手数料の表事務の欄中「（昭和42年法律第81号）」を削り、同表備考の欄中「（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）」を削る。

別表の9その他証明等手数料の表事務の欄中「（平成18年北名古屋市条例第12号）」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条に1項を

加える改正規定及び別表の2の表の改正規定（「（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。